

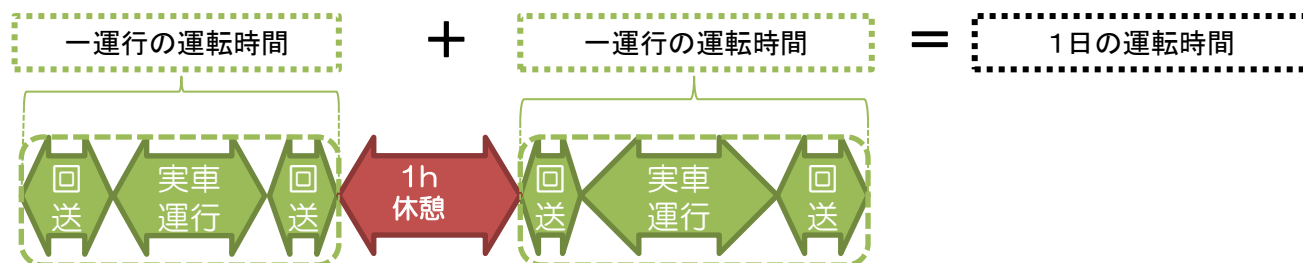
4 運転時間による基準の考え方

(1) 運転時間の定義について

運転の定義は以下のとおりです。

一運行の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。

1日の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間をいう。



(2) 昼間ワンマン運行の一運行の運転時間について

昼間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上、9時間を超えないものとする。ただし、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとします。

※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が9時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、昼間運行の運転時間が10時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

また、運転時間が9時間を超えるため、勤務時間等基準告示(1日の運転時間は2日平均で9時間)に違反しないよう、注意する必要があります。

(3) 夜間ワンマン運行の一運行の運転時間について

夜間ワンマン運行の一運行の運転時間は、運行指示書上※、9時間を超えないものとします。

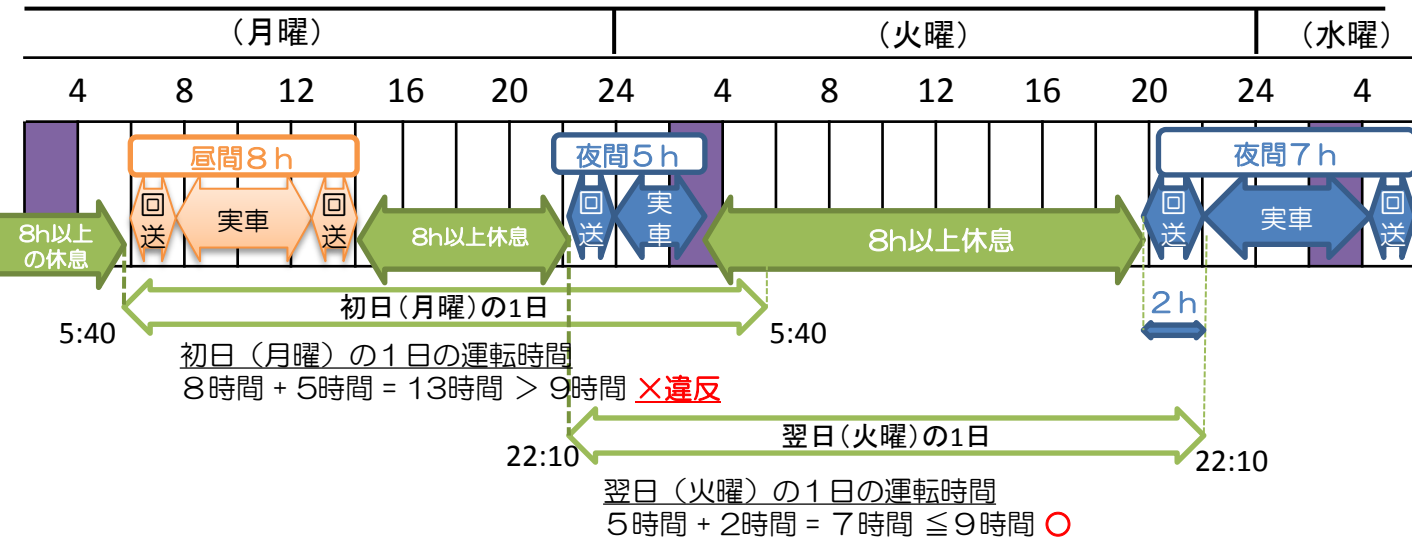
※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が9時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、夜間運行の運転時間が9時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

(4) 1日の運転時間について

1日の運転時間は、運行指示書上、**9時間を超えないものとする**。ただし、夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとします。

①1日の運転時間は、始業から24時間以内に運転した運転時間の合計とします。



②夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができるものとする。

夜間ワンマン運行を除き、1週間に2回まで、1日の運転時間を運行指示書上※、10時間までとする乗務が可能です。回数の計算の考え方は③参照。

※ここでいう「運行指示書上」とは、引き受けた運送の内容に基づき、運転者に対して運行指示書により、運転時間が10時間を超えない運行の指示がなされている状態をいいます。

したがって、運送を引き受けた時点で、昼間運行の運転時間が10時間を超えることが明らかな場合には、その運送を引き受ける時点で交替運転者の配置が必要であるとの判断をしなければいけません。

また、運転時間が9時間を超えるため、勤務時間等基準告示(1日の運転時間は2日平均で9時間)に違反しないよう、注意する必要があります。

③夜間ワンマン運行を行う場合を除き、1週間当たり2回まで、これを運行指示書上、10時間までとすることができますが、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行を計画して下さい。

○(違反なし)

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
運転時間	10時間	8時間	7時間	8時間	10時間	休日	
運転時間	8時間	10時間	10時間	8時間	7時間	休日	
運転時間	10時間	休日		10時間	7時間	10時間	休日

×(本配置基準違反)

違反(本配置基準:9時間を超える運転時間は週に2回まで)

×(本配置基準違反)

運転時間	9時間	休日		8時間	11時間	7時間	9時間	休日
------	-----	----	--	-----	------	-----	-----	----

違反(本配置基準:9時間を超える場合、運転時間は10時間まで)

×(本配置基準違反)

運転時間	9時間	休日		夜間ワンマン 9時間	夜間ワンマン 10時間	休日		9時間
------	-----	----	--	---------------	----------------	----	--	-----

違反(本配置基準:夜間ワンマン運行の運転時間は例外なく9時間まで)

×(勤務時間等基準告示違反)

運転時間	7時間	10時間	9時間	10時間	7時間	休日	
------	-----	------	-----	------	-----	----	--

違反(勤務時間等基準告示:1日の運転時間は2日平均で9時間)

※なお、勤務時間等基準告示の詳細には、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されておりますので、併せてそちらをご確認下さい。